

松江市自死対策事業検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 島根県における自殺死亡率は高い水準で推移しており、全国的な自死対策が求められている。本市においても島根県及び市内の関係機関・団体と連携し、総合的な自死対策の推進を図ることを目的として、松江市自死対策事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 検討会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 自死対策事業の計画に対する助言及び実績の評価
- (2) 自死対策に関する住民啓発及び情報収集
- (3) その他自死対策の推進に必要なとする事項

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる関係機関及び団体から推薦された者（以下「委員」という。）により構成する。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 松江市医師会 | 1 名 |
| (2) 松江市立病院 | 1 名 |
| (3) 松江市民生児童委員協議会連合会 | 1 名 |
| (4) 社会福祉法人島根いのちの電話 | 1 名 |
| (5) 国立大学法人 島根大学 | 1 名 |
| (6) 島根県精神保健福祉士会 | 1 名 |
| (7) 松江労働基準監督署 | 1 名 |
| (8) 松江市公民館長会 | 1 名 |
| (9) 松江公共職業安定所 | 1 名 |
| (10) 松江警察署 | 1 名 |
| (11) 自死遺族市民団体 | 1 名 |
| (12) 松江市社会福祉協議会 | 1 名 |
| (13) 青少年支援に係る市民団体 | 1 名 |
| (14) 松江市中学校長会 | 1 名 |
| (15) 松江商工会議所 | 1 名 |

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。

2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任はこれを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会は市長が招集する。

(守秘義務)

第 7 条 検討会に参加した者は、検討会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 8 条 検討会の事務局は、松江市健康福祉部健康推進課及び松江市・島根県共同設置松江保健所に設置する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、委員長が検討会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。